

2025 年 6 月 25 日

センターご利用される皆さまへ

横浜療育医療センター
センター長 甲斐純夫

施設運営推進会議に参加していただける方を募集しています

皆さまにおかれましては、日頃より当施設の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

横浜療育医療センターでは、よりよいサービスの提供と安心・安全な施設運営の維持・向上を目指し、今年度より「施設運営推進会議」の開催を進めております。

この会議は、施設を利用されるご家族の皆さまのご意見を取り入れながら、施設運営の現状や課題について共有し、今後の改善に向けた取り組みなどを話し合う大切な場として開催してまいります。

つきましては、外来診療（リハビリテーション含む）、訪問看護、居宅介護や放課後等デイサービス等事業のいずれかをご利用されている皆さまの代表として、本会議にご参加いただき、日頃感じておられることや、よりよい施設づくりへのご提案などをお聞かせいただければと考えております。皆さまの率直なお声が、私たち職員にとって大きな励みとなり、施設運営の改善に直結する貴重なヒントとなります。

なお、会議の内容や開催日時などご不明な点に関しては、管理部長及び相談室長までお気軽にお尋ねください。

今後も皆さまのお声に耳を傾けながら、よりよい施設運営を目指してまいります。引き続きのご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

施設運営推進会議の委員募集の概要

対象者：外来診療、訪問看護、居宅介護、放課後等デイサービス等事業のいずれかをご利用されている保護者さま

募集数：2名程度

（定員を超えるご応募があった場合、誠に恐縮ですが選考のうえ決定いたします。）

募集期間：～7月25日（金）

開催予定：10月頃 平日午前中2時間程度（年2回程度を予定しています）

ご参加の希望やご不明な点などお気軽に**管理部長/相談室**にお尋ねください

横浜療育医療センター 施設運営推進会議規程

2025 年 6 月 1 日 施行

(目的)

第 1 条 横浜療育医療センター(以下、「センター」という。)の全ての利用児者及びその保護者と円滑な情報共有を図り、利用児者のニーズとセンターの運営上の問題点について相互理解を深めることによって、センターの事業の安定と運営の質の向上に寄与することを目的に、横浜療育医療センター施設運営推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 推進会議はセンター長の要請に応じ、次の事業を行う。

- (1) センターの事業内容や運営に関する報告
- (2) センターの課題の共有を通じた相互交流の促進と合意形成
- (3) センターのビジョンやその方向性の情報提供
- (4) センターの事業に対する要望とその対応
- (5) その他、この推進会議の目的達成に必要なこと

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる団体等及び職員をもって構成する。

- (1) センター長期入所「かもめ会」保護者会
- (2) センター通所(生活介護事業) 保護者会
- (3) センター外来等利用 保護者代表
- (4) センター長
- (5) 診療部長
- (6) 診療支援部長
- (7) 看護部長
- (8) 生活支援部長
- (9) 管理部長
- (10) 医療福祉相談室長

2 会長がその参加の必要を認めた場合、構成員以外の出席を求めることができる。

- 3 構成員の任期は2年とする。ただし、再任は防げないものとする。

(役員)

第4条 推進会議に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長、副会長はセンター職員の構成員の中から互選で選出する。
- 3 会長は推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を行う。
- 5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会議の開催)

第5条 推進会議は会長が招集する。

- 2 推進会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条(1)、(2)、(3)のうち1名以上が出席しなければ開催することが出来ない。
- 3 推進会議の議事又は結果は、法人本部及びホームページやセンター内掲示等を活用してセンター利用児者に対して報告するものとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局をセンター管理課に置く。

(雑則)

第8条 この規程に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項については、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この規程は、2025年6月1日から施行する。